

議案第83号

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」
を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」
に改める。

第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第29条中「警報」を「警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災の予防に関する事項等を定めるため、本案を提出する。